

2021 年度 明石市立衣川中学校いじめ防止基本方針

明石市立衣川中学校

1 はじめに

いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「衣川中学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」とする）を作成し、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

2 いじめについて

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義されている。

- ① どの子どもにもどの学級にも起こり得る
- ② 人権侵害であり人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい
- ④ 生徒は入れ替わり加害・被害の両面になることがある
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要

3 本校のいじめ問題の現状

本校では、対人関係のトラブルが多発していることが、いじめへと発展することが懸念される。内容として、携帯電話のSNS（ラインやフェイスブック等）を利用し、特定の人物の誹謗中傷や、個人攻撃や仲間はずれなどがある。また、表面化しにくい潜在的な集団ができ、学校や学級、部活動での正しい世論作りの妨げになっている。

4 いじめ防止に向けた基本的な取り組み

（１）いじめのない土壌作り

学校全体として教育活動全般を通じ、「いじめは、人権侵害である」「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」という気風作りをする。

①生徒会活動に取り入れる。

本校の生徒会活動として、いじめ防止ポスター・標語の募集及び校内掲示、生徒会役員による集会での呼びかけ等の啓発活動を行っている。また委員会活動で、アンケート調査を行いいじめの実態把握を行い、通信に載せ委員会からいじめ防止を訴えた。そして、これらの活動を明石市の主催する「いじめストップ明石・子ども会議」という研修会に参加し、自校での取り組み内容の発表と他校の発表を聴き、意見交換の中で生徒会役員の意識の高揚につながり、校内の活発な啓発活動に発展した。このような活動を継続していく。

②道徳教育に取り入れる。

年間計画を作成する際に、「いじめ防止」を題材とした内容を取り入れる。また、いじめにつながる可能性のある行為を確認した場合は、適宜類似したケースを題材とした内容を取り上げ、道徳に取り入れる。道徳性を養うことで生徒一人一人に「思いやり」や「優しさ」を持ち弱い立場の人間を大切にする心の成長を促す。

③いじめが起こりにくい環境づくり

困ったことがあれば、すぐに周囲に相談できる環境を整備する。また、当事者でない周囲の生徒が自らの「気づき」を教職員をはじめとした大人につなぐ行動を起こしやすい雰囲気づくりを行う。

(2) 早期発見・対応

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見・対応する。早期に解決することで、いじめられている生徒が受ける心身の傷を最小限度に押さえ、事態が深刻化・重大化することを防ぐ。

① 生徒の言動に敏感になる。

職員（特に学級担任及び部活動顧問）は以下の生徒の言動に注意し、確認された場合は放置せず必ず改善させる。

- ア)「からかい」や「悪ふざけ」が一方的で「する側」と「される側」が固定されている。
- イ) 特定の生徒が「いじめられキャラ」になっている。
- ウ) 表情が暗く孤立することが多い。
- エ) 発言等で注目される際、嘲笑や冷笑が多い。
- オ) 私物が隠されたり、無くなることが多い。
- カ) 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- キ) 特定のグループが存在し、他を寄せ付けない雰囲気がある。

＊上記以外にも対人関係による悩みを持っている生徒には、カウンセリングマインドで接するよう心がけ、内面理解に努める。

② 実態把握に努める。

定期的なアンケートや、個別面談・「あしあと」の点検などを通し、日頃から生徒の様子を把握しておく。また、保護者や地域とのつながりを深め、些細なことでもいじめにつながることであれば、学校に伝えてもらうようにする。

(3) いじめ防止対策委員会の設置

校長、教頭、全体生徒指導担当、学年主任、学年生徒指導、不登校担当、養護教諭をメンバーとして設置する。なお、実態に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（児童生徒支援課）を招聘し構成するなど柔軟に対応する。

- ・定例委員会を月に1回開催する。いじめ事案発生あるいは想定できるときは、緊急に招集する。
- ・年間指導計画の作成・実施、校内相談窓口の整備と周知、情報収集、情報の整理・分析と適切な管理、効果的な対策の検討と全教職員への共通理解を図る。
- ・家庭・地域との密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。

5 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめ防止対策委員会への報告、対応

①報告を受けた者は委員会を招集し、内容により対応を検討する。

- ・加害・被害双方の生徒から、複数の教師で事実確認をする。確認後、双方の保護者に連絡し状況と指導方針を伝える。(※ 被害生徒が負傷している場合などは、治療を優先する。)

ア) 被害が大けがを負っていたり、多額な金品を奪われたなど被害が深刻な場合。

- (1) 校長は教育委員会に報告する。
- (2) 全体生徒指導は明石警察少年係に連絡する。
- (3) 担任を含む二名以上で家庭訪問し直接報告する。

※この場合判明している事実のみを伝える。事態に陥った詳細な原因などの説明は避ける。

- (4) 関係機関の助言を参考にし、指導にあたる。

イ) 上記以外の場合

- (1) 被害生徒は、帰宅させる。加害生徒は複数の教師で、引き続き指導する。内容によっては保護者に来校してもらい、経過説明及び指導を行う。被害生徒の保護者に謝罪したいとの相談があった場合、被害側の保護者にその旨を伝え断りを得てから、連絡先を伝える。
- (2) 指導後、被害生徒宅へ複数の教師（学年主任同行が望ましい）で家庭訪問し指導内容今後の方針を報告する。
- (3) 翌日、教師立ち会いのもと謝罪の場を設定する。

②重大事態が発生した場合

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」でその状況で校長が判断する。

校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し（学校主体で調査し教育委員会は学校の調査をバックアップするのか、教育委員会が調査するのか）、判断する。学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士（明石市契約）や教育委員会児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

また、教育委員会主体で調査を行う場合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

③事後指導

事態の解決後は双方の生徒が、明るく前向きに意欲的な学校生活が送れるよう、いじめ防止対策委員会は配慮する。特に養護教諭・スクールカウンセラーを中心に、当事者が安心した気持ちが持てるよう見守る体制を整える。状態によりスクールソーシャルワーカー（児童生徒支援課）を招聘し意見を参考にする。

長期間の継続観察と指導を心がけ、再発防止に努めるとともに、事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

④外部対応

マスコミなどの外部への対応は、校長・教頭が行い窓口を一本化する。

6 指導体制及び年間計画

(1) 組織図

・いじめ防止対策委員会 ・職員会議 ・生徒会運営委員会 ・道徳・人権教育推進部会 ・特別支援教育推進部会	・明石市教育委員会 児童生徒支援課 ・明石警察署少年係 ・明石少年サポートセンター	・衣川中学校PTA ・衣川地区愛護協議会 ・衣川校区補導委員会 ・衣川校区民生児童委員会
--	---	---

(2) 年間計画指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた 取り組み
4月	いじめ防止対策委員会 指導方針・計画	学年・学級経営	生活アンケート 個人面談 家庭訪問
5月		生徒総会	
6月		生活委員アンケート SNS講演会	いじめアンケート 学年毎に実施。
7月	アンケート結果確認 指導方針検討	地域補導活動	三者面談
8月	職員研修	地域補導活動	生活アンケート 個人面接
9月			個人面談
10月			いじめアンケート
11月	アンケート結果確認 指導方針検討	いじめ防止啓発活動 (ポスター・標語)	
12月			三者面談
1月			生活アンケート 個人面談
2月			いじめアンケート
3月	アンケート結果確認 指導方針検討 一年間の反省		

※事案・検討課題発生の場合、適宜いじめ防止対策委員会を開催

2 0 2 1 年度

衣川中学校いじめ防止基本方針

明石市立衣川中学校